

「神奈川県開発審査会提案基準 23『幹線道路の沿道等における特定流通業務施設』」の一部改正の概要

1 改正の背景及び理由

平成17年10月、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下『物流総合効率化法』という。）」の施行により、本県においても、市街化調整区域内の高速道路等のインターチェンジ周辺における同法第2条第3号に規定する「特定流通業務施設」のニーズが高まり、平成19年7月に当該提案基準を策定しました。

当該提案基準では、対象となるインターチェンジを本県の主要な輸送路である東名高速道路及び首都圏中央連絡自動車道路（以下「さがみ縦貫道路」という。）に限定し、東名高速道路では、厚木、秦野中井及び大井松田の各インターチェンジ、また、さがみ縦貫道路では、供用開始された各インターチェンジを対象としました。

当該提案基準の策定以降、県が開発許可等を所管する市町村の区域内において、新たな高速道路やインターチェンジが整備されたことから、この度、当該提案基準の対象となるインターチェンジを追加するため、必要な改正をおこないました。

2 改正の内容

○ 対象となる高速自動車国道等の追加

これまでは、東名高速道路及びさがみ縦貫道路に限定していましたが、県内において新たに新東名高速道路の一部が供用開始されました。この新東名高速道路も東名高速道路と同等に主要な輸送路となり得ることから、新東名高速道路のインターチェンジについても対象としました。

○ 対象となるインターチェンジの追加及び立地可能なインターチェンジからの距離

高速道路等	インターチェンジ	インターチェンジからの距離
東名高速道路	綾瀬スマートインターチェンジ [※]	5 km
新東名高速道路	厚木南インターチェンジ [※]	3 km
	伊勢原大山インターチェンジ [※]	3 km

3 施行日

令和3年8月2日